

## 京田辺市立住民センター及び南部まちづくりセンター使用料免除団体の認定等に関する指針

第1 本指針は、京田辺市立住民センター及び南部まちづくりセンターの使用料の免除団体の認定等に関する要綱（令和6年京田辺市告示第196号。以下「免除要綱」という。）第3条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 免除要綱第3条第1号「市と連携して事業を行う公共的団体」について、「公共的団体」の定義は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定されている団体とし、本要綱において、「公共的団体」として、免除対象にすることができる団体を次のとおり例示する。

- （例）一般社団法人京田辺市文化協会（構成団体を除く。）  
特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会（構成団体を除く。）  
京田辺市民生児童委員協議会（地域別協議会を含む。） 等

第3 免除要綱第3条第3号「区・自治会及びまちづくり協議会」については、連合自治会等が存在する場合は、当該連合自治会等を構成する単位自治会を含めることとし、複数の区・自治会が合同して設置する区・自治会長会を含めることとする。

第4 免除要綱第3条第4号「市の教育施策又は保育施策に密接に関係する団体」として、免除対象にすることができる団体を、次のとおり例示する。

- （例）市小中学校校長会  
幼稚園長会 等

第5 免除要綱第3条第5号「市等の補助金を活用し、又は市と連携し、若しくは協働して、広く市民を対象に、社会や地域の課題解決のための事業を行う団体」に係る免除要綱第5条の認定基準について、次の各号のいずれにも該当する場合、認定することができるものとする。

- （1） 基礎的な要件として、次の各号のいずれにも該当すること。
  - ア 団体の所在地が京田辺市内であること。
  - イ 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としない団体であること。
  - ウ 団体の規約等を有すること。
  - エ 設立3年以上の団体であること。
  - オ 団体構成人数が5人以上で、その半数以上が市民（市内に在住し、在勤し又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する者）であること。
- （2） 「市等の補助金を活用し、又は市と連携し、若しくは協働」していることの要件として、次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 市、府若しくは国の補助金又は民間の非営利団体に対する社会的貢献等を目的とした助成金を活用している団体
  - イ 市からの委託等による事業を行う団体
  - ウ その他市の施策の推進に特に必要と認められる事業を行う団体
- (3) 担当課は必要に応じて、認定申請の際に、市、府若しくは国の補助金又は民間の非営利団体に対する社会的貢献等を目的とした助成金の決定通知書の写し又は市からの委託等にかかる契約書の写しの添付を求めることができるものとする。
- (4) 「広く市民を対象に」の要件として、市民であれば誰でも参加できる事業を行っていること。なお、活動分野において、「子育て中の親」などの特定の要件に該当する者を支援する目的で事業を行う場合は、「子育て中の親」が誰でも参加できる事業を行っていること。
- (5) 「社会や地域の課題解決のための事業を行う団体」の要件として、共通の趣味や興味を持つ仲間が集まって、団体内での「知識」や「技術」を深めることを主目的としている、いわゆる「サークル活動」を行っている団体は、結果として、その活動が健康増進等に資する場合であっても当該要件には該当しないものとする。

第6 免除団体を構成する下部団体の取り扱いについては、特に明記のない場合は、免除の対象外とする。

(附則)

本指針は、令和6年10月1日から施行する。